

基準店舗面積改正の経過

- R1.7.26 福島県商業まちづくりの推進に関する条例施行規則の改正を公布  
施行規則の改正について関係機関（市町村、商工関係団体、特定小売商業施設設置者等）に通知
- R1.9.1 改正した施行規則を施行

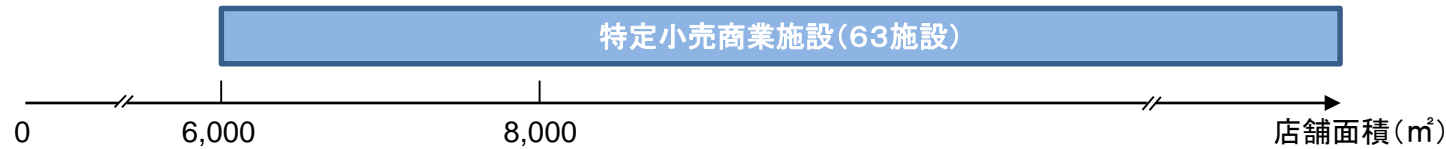
【参考】基本方針改定の経過

- R1.7.19 商業まちづくり基本方針を改定
- R1.7.26 基本方針を公表  
基本方針の改定について関係機関に通知
- R1.9.1 改定した基本方針を施行

県内の特定小売商業施設

施行規則の施行（基準店舗面積の6千㎡から8千㎡への変更）に伴い県内の特定小売商業施設がこれまでの63施設から45施設に減少。

【令和元年8月まで】



【令和元年9月から】



【県内の特定小売商業施設数の変化】

生活圏	R1.8まで	R1.9から	減少数
県北	14	8	-6
県中	20	16	-4
県南	4	4	0
会津	6	2	-4
南会津	0	0	0
相双	7	5	-2
いわき	12	10	-2
合計	63	45	-18

地域貢献活動の状況

営業休止中の施設を除く全ての特定小売商業施設（44施設）から最新の地域貢献活動報告書が提出されている。（令和2年1月23日現在）

【参考】

基準店舗面積の改正により、特定小売商業施設に該当しなくなった施設（18施設）については、地域貢献活動報告書の提出義務はなくなるが、令和元年7月26日付けの通知において、引き続き積極的に地域貢献活動に取り組んでいただくなど、本県の商業まちづくりの推進への協力を依頼した。

また、今後も、県から定期的に「特定小売商業施設の地域貢献活動事例集」を送付するなど、地域貢献活動に関する情報提供を行っていく予定。